

報道機関各位

令和7年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） 納税通知書の封筒破損について

令和7年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書（以下、「納税通知書」といいます。）の封筒が、破損した状態で送達されたという事案が発生しましたので、お知らせします。

1 経緯

令和7年4月10日、納税通知書が送達された方（2名）から、「納税通知書（横型封筒）の短辺右端が機械で切断されたような状態で届いた」という問い合わせが、東部市税事務所固定資産税課に寄せられた。

現時点においては、上記2名以外からの問い合わせはない。

2 原因

納税通知書の送達に関係した委託業者及び郵便局と連携して、原因を調査中。

3 納税通知書が送達された方をお願いしたいこと

納税通知書の封筒が破損した状態で送達された場合は、該当の市税事務所までご連絡ください。

4 連絡先

- ・固定資産（土地・家屋）の所在が、門司区、小倉北区、小倉南区

東部市税事務所固定資産税課 TEL 093-582-3370

- ・固定資産（土地・家屋）の所在が、若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区

西部市税事務所固定資産税課 TEL 093-642-1459

【問合せ先】

財政・変革局 税務部 固定資産税課

担当：田中、木村

TEL 093-582-2036